

○松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第246号

改正 平成17年7月12日規則第306号

平成26年12月19日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第338号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車票等の取付)

第2条 普通駐車をしようとする者は、自転車等普通駐車票を自転車等の指定された部位に取り付けなければならない。

2 定期駐車の承認を受けた者は、自転車等定期駐車証を指定された部位にはり付けなければならない。

(利用料金の減免)

第3条 条例第12条ただし書の規定による利用料金の減額又は免除ができるるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 当該自転車等駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために利用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上必要であると認めたとき。

(利用料金の還付)

第4条 条例第13条ただし書の規定による利用料金を還付することができる正当な理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 承認を受けた者が転居し、転勤し、又は転校したとき。
- (2) 承認を受けた自転車等の滅失、盗難又は車種の変更があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、承認を受けた者の責めに帰すことのできない理由により、利用できなくなったとき。

(還付額の算定)

第5条 条例第13条ただし書の規定による利用料金の還付は、納付済の承認総日数から駐車した日数を差し引いて日割りにより算定して得た額とする。ただし、1円未満は、切り捨てとする。

(長期間の定義)

第6条 条例第16条にいう長期間とは、駐車した日（定期駐車する場合にあっては、当該自転車等定期駐車券の通用期間の満了日）の翌日から起算して14日以上をいう。

(市長による管理に関する読替え)

第7条 条例第20条第1項の規定により市長が松江市自転車等駐車場の管理を行う場合にあっては、第3条（見出しを含む。）、第4条（見出しを含む。）及び第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(雑則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月12日松江市規則第306号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。